

事務連絡
平成 22 年 9 月 7 日

地方獣医師会会长 各位

社団法人 日本獣医師会
専務理事 大森伸男

有効成分マルボフロキサシン注射剤の承認

このことについて、平成 22 年 9 月 1 日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課薬事審査管理班長から別添写しのとおり通知がありましたので、貴会関係者に周知方お願いします。

なお、このたびの通知は、マルボフロキサシンを有効成分とする注射剤の承認に伴い、当該動物用医薬品の「使用対象動物」、「用法及び用量」及び「使用禁止期間」を定めることについて使用規制省令の一部改正を行い、平成 22 年 9 月 1 日に公布、同日施行されたというものです。

本件のお問合わせ先

事業担当：駒田

TEL 03-3475-1601

事務連絡
平成22年9月1日

社団法人 日本獣医師会 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課
薬事審査管理班長

動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条の4第1項の規定に基づき、動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（平成22年農林水産省令第49号）が別添のとおり平成22年9月1日付をもって公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりであるので、参考としてください。

記

1. 改正の内容

今般、マルボフロキサシンを有効成分とする注射剤が承認されることに伴い、当該動物用医薬品の「使用対象動物」、「用法及び用量」及び「使用禁止期間」を定めるため動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部改正を行った。

2. 施行期日

平成22年9月1日

3. 参考

対象となる動物用医薬品は以下のとおりです。

マルボフロキサシンを有効成分とする注射剤

○マルボシル2%、10%（明治製薬株式会社）

【效能・効果】

適応症：牛；細菌性肺炎

有効菌種 パストレラ・マルトシダ、マンヘミア・ヘモリチカ、マイコプラズマ・ボビス

豚；胸膜肺炎

有効菌種 パストレラ・マルトシダ、アクチノバチルス・プルロニューモニエ



第二十一条、第二十五条、第二十八条及び第三十六条第一項中「又はチヨド協定」を「チヨド協定又はアイルランド協定」に改める。
第四十一条に次の二号を加える。

九 スペイン協定第一条の二に規定するスペインの法令
第46条第1項第一号中「又はチヨド協定」を「チヨド協定又はアイルランド協定」に改める。

附 則

この政令は、次の名前で掲げる規定などと、それそれ当該名前で定める日から施行する。

一 第一条中社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第一条第40号及び第四十号の改正規定、同条に二号を加える改正規定(同条第五十一条に係る部分に限る)、同令第三十四条に二号を加える改正規定(同条第七号に係る部分に限る)、同令第六十一条に二号を加える改正規定(同条第五号に係る部分に限る)、同令第七十二条に二号を加える改正規定(同条第五号に係る部分に限る)、同令第九十五条に二号を加える改正規定(同条第九号に係る部分に限る)、同令第九十六条(見出しを含む)の改正規定(同条第三号に係る部分を除く)、同条の次に二号を加える改正規定、同令第九十七条に二号を加える改正規定(同条第九号に係る部分に限る)、同令第九十八条の表に次のように加えて改正規定(同表九の項に係る部分に限る)、同令第九十九号の改正規定並びに同令第一百一十九条第一項第一号の改正規定、第一条中社会保障協定の実施に伴う國家公務員共済組合法等の特例に関する政令第一条の改正規定、同令第十八条に二号を加える改正規定(同条第五号に係る部分に限る)及び同令第四十条に二号を加える改正規定(同条第五号に係る部分に限る)、同令第九十九号に係る部分に限る)、並びに第四条中社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令第一条第十七号の四の次に二号を加える改正規定(同条第十七号の五に係る部分に限る)、同令第十八条及び第十九号の改正規定、同令第十一条に二号を加える改正規定(同条第五号に係る部分に限る)、並びに同令第四十二条に二号を加える改正規定(同条第九号に係る部分に限る)、社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の効力発生の日

一 前号に掲げる規定以外の規定、社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定の効力発生の日

省 令

○厚生労働省令第九十九号
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令(昭和六十一年政令第九十五号)第二条第一項の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第一条第一項の市町村を定める省令(平成十八年厚生労働省令第七十号)の一部を次のように改正する。
一 アイルランド協定第一条の二に規定するアイルランドの法令
第46条第1項第一号中「又はチヨド協定」を「チヨド協定又はアイルランド協定」に改める。

平成二十一年九月一日

厚生労働大臣 長妻 昭

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第一條第一項の市町村を定める省令(平成十八年厚生労働省令第七十号)の一部を次のように改正する。
一 表記馬鹿の項市町村名の欄中「高崎市」を「前橋市」に改め、同表埼玉県の項市町村名の欄中「小川町」、「かがわ町」を「みかがわ町」に改め、同表熊本県の項中「天草郡」、「那津町」を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第四十九号

薬事法(昭和三十五年法律第四百四十五号)第八十二条の四第一項の規定に基いて、動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のよう改める。

平成二十一年九月一日 藥林水産大臣 山田 正彦

動物用医薬品の使用の規制に関する省令(昭和五十五年農林水産省令第41号)の一部を次のように改正する。

附 則	
マルボフロギサジンを有効成分とする注射剤牛	1日量として体重1kg当たり2ml以下のこと。
豚	1日量として体重1kg当たり2ml以下量を筋肉内に注射すること。

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省告示第四百四十九号

公證人法(昭和四十一年法律第41号)第七条第一項の規定により、次の区長を電子情報処理組織によって回籍事務を取り扱う市町村長に指定する。

この指定は、平成二十一年九月十八日から効力を生ずる。

平成二十一年九月一日

法務大臣 千葉 景子

東京法務局所属

神戸地方法務局所属

福岡法務局所属

高松法務局所属

○法務省告示第四百四十一号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令(平成二十一年法務省令第五十三号)第一条第一項の規定に基づき、監理団体を次のとおり告示する。

平成二十一年九月一日
一 名称 特定非営利活動法人愛知県日本友好協会
二 所在地 愛知県名古屋市東区葵川一丁目11番1号第十四オーシャンビル四四一号